

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示

1. 入院基本料に関する事項

当院は、療養病棟入院料1を算定しております。

療養病棟（医療保険対応：2階病棟50床、3階病棟50床）では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、8人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の看護職員及び看護補助者1人当たりの受持する患者さんの数は、次のとおりです。

●午前8時30分から午後5時まで

看護職員1人当たりの受持する患者さんの数は、 8人以内

看護補助者1人当たりの受持する患者さんの数は、 8人以内

●午後5時から翌朝午前8時30分まで

- ・夜勤看護職員が1人、夜勤看護補助者が2人の場合

看護職員1人当たりの受持する患者さんの数は、 50人以内

看護補助者1人当たりの受持する患者さんの数は、 25人以内

- ・夜勤看護職員が2人、夜勤看護補助者が1人の場合、

看護職員1人当たりの受持する患者さんの数は、 25人以内

看護補助者1人当たりの受持する患者さんの数は、 50人以内

入院の際、医師を中心とする関係職員が共同して、患者さんに関する総合的な診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策の実施、医療安全管理体制の整備、褥瘡対策の実施、栄養管理体制（管理栄養士の配置）の整備、意思決定支援及び身体的拘束最小化の整備をしております。

2. 食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養（I）、入院時生活療養（I）の届出をおこなっており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

3. 保険外負担に関する事項

- 1) 診断書・証明書代（消費税込み）1通につき 1,650円～11,000円
- 2) その他、詳細については、窓口でお尋ね頂くか院内掲示をご覧ください。

4. 特定療養費に関する事項（特別の療養環境の提供）

当院では個室も含め全ての病室について、差額室料は頂いておりません。

5. リハビリテーションに関する事項

当院では、理学療法士 3名、作業療法士 2名、言語聴覚士 2名の体制でリハビリを実施しています。

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

6. 生活習慣病管理料

28日以上の長期の投薬を行い、又はリフィル処方箋を交付しています。

7. 選定療養に関する事項

医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。